機能動詞「与える」と「加える」のヲ格名詞について

朱 薇娜

1. はじめに

日本語の動詞の「与える」と「加える」は下記の例文(1)(2)のように、それぞれ「自分の所有物を他人に渡してその人の所有物とする」、「これまであった事物に新たに何かを付け足す」という意味を表し、互いに置き換えることができない。

- (1) お母さんが息子に小遣いを{与えた/*加えた}。
- (2) お母さんが料理に塩を{*与えた/加えた}。

しかし、次の例文(3)のように、「与える」と「加える」が「衝撃」をヲ格にとると、両者を互いに置き換えることができる。

- (3) 強い衝撃を{与える/加える}と、容器が破裂する可能性がある。
- (3)において、「衝撃を与える」も「衝撃を加える」も、対象に衝撃を及ぼすことを表しており、二文の意味の違いは明確に感じられない。村木(1991)では、(3)の「与える」や「加える」のように、「衝撃」のような動作性名詞と結びつく動詞を機能動詞と見なし、「実質的な意味を名詞にあずけて、みずからはもっぱら文法的機能をはたす動詞」と定義している。

本稿では、コーパスを利用して「与える」と「加える」のヲ格に来る動作性の名詞を調査することにより、それぞれの名詞グループがどのような意味特徴を持っているかを分析し、機能動詞「与える」と「加える」の意味の違いについて考察する。

2. 先行研究

村木(1991)は機能動詞全般を体系的に考察しているが、「与える」と「加える」について

朱 薇娜

は前接名詞の羅列¹に留まっており、詳しい考察は行っていない。これに対して、森田 (1989)は、「与える」、「加える」の意味・用法について、次のように記述している。(森田 1989 からの抜粋)

「与える」(AがBにCを与える)

- ①事物 C が A 側の所有物である場合。A の意志によって、ことさら B へと所有権を移す。 「子供たちに金を与える」「褒美を与える」「優秀な新人に賞を与える」
- ②Aの判断によって生じる事柄、もしくはAの意志によって決定する義務・責任・恩恵もしくは損害などをBに加える意志的な行為。

「注意を与えておく要あり」「忠告を与える」「問題を与えて、やらせる」「十日間の猶予を与える」「便宜を与える」

- ③Aの行為が結果的にBにある種の結果を招く。無意志的な作用。 「相手に迷惑を与える」「大変な損害を与えてしまった」
- ④A-Bの間で上下の人間関係を構成し、ふつう、叙述文の中で用いられる。 「親が子供たちに金を与える」「この偉大な政治家の突然の死は、人々に大きなショックを与えた」

「加える」

- ①追加意識。「A = C ヲ加える」数・量・程度を新たに合わせる。 「砂にセメントを加える」「倫社と地学を試験科目に加える」
- ②数量の合計値を表す意識。「AトCトヲ加える」異なる二者の数量が合算されるの意。 「本俸と諸手当とを加えるとかなりの金額になる」「試験の成績と平常点とを加えて、二で割る」
- ③増加意識。「AハCヲ加える」すでに持っている事物自体の数量・程度が増大する。 「列車は速力を加えた」
- ④投与意識。「B = C ヲ加える」A の無形の行動・作用の影響(C)が直接 B に及ぶこと。 「危害を加える」「白菜の漬け物に重しを加える」「打撃を加える」「衝撃を加えると爆発する恐れがある」「ショックを加える」

森田(1989)は「与える」の②③と「加える」の④のヲ格には行為・作用を表わす名詞が来ていることを示唆しており、これは本稿の機能動詞に相当する。ただし、「与える」と「加え

¹ 村木(1991)は「与える」のヲ格名詞として「保護、保証、援助、声援、注意」等を、「加える」のヲ格名詞として「変更、修正、指導、刺激、工夫」等を挙げている。

る」がどのような行為・作用を表す名詞と共起するかについては、明らかになっていない。

3. 「与える」と「加える」の意味分析

村木(1991:219)は「実質動詞と機能動詞のちがいといっても、それは絶対的なものとはいえない。実質的な意味の空疎化には、いろいろな段階がありうる」と指摘し、「あつめる」を例にして、「たきぎ」「切手」といった具体名詞から、「視線」、「人気」といった動作性を欠く抽象名詞を経由して、「注目」、「期待」などの動作性名詞と結合していると論じている。

「与える」も「加える」も「あつめる」と同様に、実質動詞と機能動詞を兼ねている。本節では、 森田(1989)と国語辞書の記述に基づき、「与える」と「加える」の意味を次のように分類し、 実質動詞の「与える」「加える」と機能動詞の「与える」「加える」を分ける。

3.1「与える」の意味

ここでは、ヲ格名詞の抽象度と主体から客体ヘモノや行為の移動があるかどうかという二つの基準に応じて、「与える」を別義(1)~(5)に分類する。このうち、別義(1)(2)(3)は実質動詞、別義(4)(5)は機能動詞と考える。

- 別義(1):<主体が><自分の所有物を><相手の所有物になるように><相手に> <渡す> (類義語:「あげる」、「やる」)
 - (4) 親が子供にお金を与える。 (5) 飼い主が犬に餌を与える。
- 別義(2):<主体が><自分の持っている権限或いは能力を使い><相手に><モノを><提供する> (類義語:「授ける」)
 - (6) 大学が学生に博士号を与える。(7) 上司が部下に選択の自由を与える。
- 別義(3): <主体が><自分の持っている権限或いは能力を使い><相手に><モノを><課する> (類義語:「課する」)
 - (8) 上司が社員に仕事を与える。 (9) 先生が学生に宿題を与える。
- 別義(4): <主体が><自分の持っている権限或いは能力を使い><相手に> <行為を><提供する> (類義語:「行為+する」)
 - (10) 政府が被災地に援助を与える。(11) 上司が秘書に指示を与える。
- 別義(5):<主体が><間接的に><相手に><影響を><及ぼす> 別義(5)は下記の二つに下位分類できる。

別義(5-1): <主体が><間接的に><相手に><心的影響を><及ぼす>

(12) 映画が人生に潤いを与える。 (13) 選手の姿が観衆に感銘を与える。 別義(5-2): <主体が> <結果として> <相手に> <何らかの影響を> <もたらす> (類義語:「もたらす」)

- (14) 金融危機が経済に損害を与える。
- (15) プラスチック廃棄物が野生動物に脅威を与える。

「与える」の別義(1)のヲ格名詞は「お金」や「餌」のような具体物で主体の所有物である。別義(2)のヲ格名詞は「博士号」や「自由」のような抽象物で、主体の所有物ではなく主体によって授けられたモノである。さらに、別義(3)のヲ格名詞は「仕事」や「宿題」のような作業を表す名詞で、主体から課せられたモノである。「仕事」や「宿題」は行為の対象を表しており、スルと共起できるため、別義(4)の「援助」や「指示」のような行為自体を表す名詞と抽象物のモノの中間に位置すると考えられる。別義(5)のヲ格名詞は影響・作用を表す名詞で、主体から客体への直接的な行為ではなく、間接的な影響である。

「与える」の基本義は主体 A から客体 B へ A の所有物を付与することである。そこから事柄の付与へと拡張し、さらに実際に物理的な移動がない心的影響まで拡張する。このような意味の拡張は概念化者の主体的な解釈によるため、主体化³の例だと考えられる。つまり、前掲例文(4)、(10)のような例では、モノや行為の移動があるが、(12)のような例では、映画が意志を持って直接的に人の人生を潤わせる訳はなく、あくまでも概念化者が主体的にそのように解釈しているにすぎないと考えられる。

- (4) 親が子供にお金を与える。 (物の移動)
- (10) 政府が被災地に援助を与える。 (行為の移動)
- (12) 映画が人生に<u>潤いを与える</u>。 (主体的な解釈による虚構の移動)

² ここで言う具体物は視覚で捉えられる実体のある物を指しており、一方、抽象物は抽象度が各々異なるが、空間上の位置を欠いているモノと考えられる。

- a. The child hurried across the street.
- b. There is a mailbox right across the street.

前者では、客体としての子どもが通りの反対側へ物理的な移動をするのを、概念化者が心的にたどるのに対して、後者では、郵便ポストを通りのこちら側から向こう側へ、心的にたどることによって位置づけているにすぎない。この across の用法(a)から(b)への意味変化は主体化の例である。

³ ラネカー(1990)は across を用いて主体化の概念を提出した。

3.3 「加える」の意味

ここでは、ヲ格名詞の意味特徴に応じて、「加える」を別義(1)~(5)に分類する。このうち、別義(1)(2)(3)(4)は実質動詞、別義(5)は機能動詞と考える。

別義(1):<主体が><対象に><何らかのものを><付け足す> (類義語:「足す」、「入れる」)

- (16) お母さんがスープにだしを加える。 (17) 砂にセメントを加える。
- 別義(2):<主体が><対象Aと><対象Bとを><合算する> (類義語:「合わせる」、「合算する」)
 - (18) 先生が試験の成績と平常点を加えて学期末成績を計算する。
 - (19) 給料と諸手当とを加えるとかなりの金額になる。
- 別義(3):<人間主体が><対象の人を><何らかの集団に><参加させる> (類義語:「参加させる」)
 - (20) 私たちが新しいメンバーをサークルに加えた。
 - (21) 社長が投資ビジネスにおける経験を持つ彼を経営陣に加えた。
- 別義(4): <無情物の主体が><それ自身のある性質(数量や度合)が><増加する> (類義語:「増す」)
 - (22) 公害は産業規模の増大と共に深刻の度を加えていった。
 - (23) 政局はますます混迷の度を加えた。
- 別義(5):<主体が><対象に><何らかの作用を><及ぼす> (類義語:「及ぼす」、「作用させる」)
 - (24) 警察が容疑者に暴行を加えた。(25) エンジニアが製品に改良を加えた。

「加える」の別義(1)はヲ格名詞が「スープ」や「セメント」のような具体物で、物の付加を表す。別義(2)はヲ格名詞が「成績」や「給料」のような数的意味を含む名詞で、数字上の合算を表す。さらに別義(3)はヲ格名詞が「メンバー」や「彼」のようなヒトを意味する名詞で、集団に参加させることを表す。別義(4)はヲ格名詞が「深刻の度」や「混迷の度」のような割合を含意する抽象名詞で、割合の増加を表す。一方、別義(5)はヲ格名詞が「暴行」や「改良」のような行為を表す名詞で、行為の付加を表す。

「加える」の基本義は主体 A から客体 B に物を付加することである。そこから意味拡張して、主体 A から客体 B への直接的な力的作用(「暴行」等)と知的作用の付加(「改良」等)を表わすようになっている。「与える」と異なり、「加える」は主体化の意味拡張がない。

4. コーパス調査

本稿では、国立国語研究所と Lago 言語研究所が開発した『現代日本語書き言葉均衡コーパス』のオンライン検索システムの NLB(http://ninjal-lwp-bccwj.ninjal.ac.jp/)を利用して、「与える」と「加える」と機能動詞表現を構成するヲ格名詞を検索した。その結果を表 1、2 に示す。(「与える」の出現頻度 13,682、「加える」の出現頻度 6,086)

表1 機能動詞「与える」のヲ格名詞上位 52 語

	動名詞	頻度		動名詞	頻度		動名詞	頻度		動名詞	頻度
1	影響	1520	14	感銘	37	27	損傷	20	40	助言	10
2	刺激	161	15	許可	35	28	潤い	18	IJ	安心	10
3	ダメージ	114	16	罰	34	"	障害	18	IJ	楽しみ	10
4	打擊	112	17	害	33	30	数出	16	43	保証	9
"	損害	112	18	同意	31	31	認可	15	IJ	表現	9
6	衝撃	108	"	喜び	31	"	負担	15	IJ	解答	9
7	指示	70	"	援助	31	33	満足	14]]	錯覚	9
8	示唆	61	21	注意	29	34	暗示	13	47	保障	8
9	ショック	56	22	評価	28	35	承認	12	IJ	アドバイス	8
10	感じ	46	23	安らぎ	27	IJ	教育	12	IJ	危害	8
11	感動	40	24	誤解	26]]	苦しみ	12	IJ	解釈	8
IJ	脅威	40	25	変化	23	38	祝福	11	51	動揺	7
13	不安	38	26	保護	21	IJ	答え	11	IJ	支持	7

表 2 機能動詞「加える」のヲ格名詞上位 50 語

	動名詞	頻度		動名詞	頻度		動名詞	頻度		動名詞	頻度
1	検討	77	13	規制	19	26	コメント	9	36	愛撫	6
2	危害	73	15	一擊	18	28	分析	8	"	拷問	6
3	修正	70	16	害	15	"	判断	8	"	捻り	6
4	説明	53	17	注釈	14]]	解釈	8	IJ	操作	6
5	制限	34	"	考察	14	"	配慮	8	IJ	砲撃	6
"	攻撃	34	19	制約	12	32	体罰	7	"	評価	6
7	制裁	30	20	反擊	11]]	改善	7	46	侮辱	5
8	解説	29	"	射擊	11	"	暴力	7	IJ	処理	5
9	改良	27	"	打擊	11	"	銃撃	7	"	猛攻	5
IJ	暴行	27	"	損害	11	36	保護	6	IJ	罰	5
11	変更	26	24	アレンジ	10	"	刺激	6	IJ	限定	5
IJ	批判	26	IJ	圧迫	10]]	反省	6			
13	工夫	19	26	論評	9	"	変化	6			

4.1 機能動詞 「与える」のヲ格名詞

「与える」のヲ格名詞は意味特徴により、下記のように分類できる(工藤 1995 動詞分類と『分類語彙表』を参照)。

A 外的運動動作型:

- ①主体動作客体変化:損害、害、変化、損傷、障害等 これらのヲ格名詞を含む機能動詞表現は対象の物理的な変化を引き起こす。
 - (26) つまり、病気という現象が私たちのからだに<u>損傷を与え</u>、その結果として何らかの症状があらわれてくる。 (『名医があかす「病気のたどり方」辞典』)
- ②主体動作:援助、保護、保証、保障、支持、脅威、教育等 これらのヲ格名詞を含む機能動詞表現は対象の変化を含意しない。
 - (27) そこで、1933年に身元保証法という特別法が制定され、身元保証人に一定の<u>保護を与える</u>ようにした。 (『法の世界へ』)
- ③主体の言語活動:指示、示唆、許可、同意、注意、評価、警告、認可、暗示、承認、祝福、答え、助言、表現、解答、解釈等

これらのヲ格名詞を含む機能動詞表現は人間の発話に何らかの側面から関わり、主体の対象に対する「指示」や「評価」等の付与を表している。

- (28) 上場したインターネット企業に株式市場が高い<u>評価を与えている</u>ため、企業家の リスクは最小限に抑えられている。 (『顧客をつかむ e-テール戦略』)
- B 内的情態型:ショック、感じ、感動、不安、感銘、喜び、安らぎ、安心、苦しみ、楽しみ、錯 覚、動揺等

これらのヲ格名詞を含む機能動詞表現はいずれも人間の心的活動に関わる。また、例文(29ab)に示されるように、「喜びを与える」と「喜ばせる」は知的意味が同じである。「ショック」のような「する」と共起しない語を除き、「内的状態型名詞+与える」形式はほとんどの場合、文法的な手段の「させる」と置き換えられる。

- (29)a. 君ほど私に<u>喜びを与えて</u>くれる人間はいない。 (『キケロー選集』)
 - b. 君ほど私を喜ばせてくれる人間はいない。
- C 外的運動動作型と内的情態型を両方捉えられる型:影響、刺激、ダメージ、打撃、衝撃、 潤い等

「影響」、「刺激」等のような名詞は身体的にも心的にも両方捉えることができ、以上の語の上位カテゴリーに属し、文脈によりどちらに入るかが決まる。ここで「潤い」を例にし

て、例文(30)は身体的な潤いを、例文(31)は心的な潤いを表している。

(30) 保湿効果に優れたオイルの入浴で、肌にうるおいを与えます。

(『アロマテラピーハンドブック』

(31) とにかく、子供たちの人生に少しでも<u>潤いを与えて</u>やるために、傑作を残してやるのだ。 (『映画館に、日本映画があった頃』)

4.3 機能動詞「加える」のヲ格名詞

「加える」のヲ格名詞は「配慮」、「反省」を除き、外的運動動詞に属し、その意味特徴及びニ格名詞の性質により、下記のように分類できる。

A 力的作用の付加、二格は主にとい名詞:攻撃、打撃、反撃、射撃、一撃、愛撫、制裁、体罰、暴力、銃撃、拷問、捻り、侮辱、害、危害等

ここで言うとト名詞は広義のとト名詞で、「頬」のような人体部位を表す名詞や、「軍事基地」のような背後に人の存在が想定できる名詞を含んでいる。

- (32) その蒋介石に対して、日本はその四年前には「対手とせず」などと言いながら、陸 海空の大軍をもって熾烈な攻撃を加えた。 (『歴史からの警告』)
- B 知的作用の付加、二格は主にモノ名詞:
 - ①対象への制約:制約、制限、規制
 - ②対象への検討・評価:評価、批判、検討、考察
- ③対象への説明:説明、解釈、注釈
- ④対象への修正・処理:修正、改良、改善、変更、変化、処理、操作、工夫、アレンジ
- (33) これらの研究は教祖の残した教典や口述記録をもとに、分析を加えている。

(『泡だつ妄想共同体』)

- (34) しかし、この住所録データに<u>処理を加える</u>ことで、必要な情報を得ることができるのです。 (『Excel で簡単にできる! 販売データ分析』)
- 5. 機能動詞「与える」と「加える」のヲ格名詞の比較
- 5.1 内的情態型と共起する「与える」、内的情態型と共起しない「加える」

4節で機能動詞「与える」と「加える」のヲ格名詞を見てきて、「与える」は「ショック」、「感動」、「不安」等の内的情態型と共起するが、「加える」は共起しないという違いのあることに

気付く。

(35) 訪れるたびごとに熊野は私に新鮮な感動を{与えた/*加えた}。4

『日本の原郷熊野』》

(36) アンナの死は、神経質なヨーゼフにひどいショックを{与えた/*加えた}。

『大作曲家とその CD 名曲名盤』)

例文(35)(36)に示されるように、「ショック」、「感動」、「不安」等の内的情態型の名詞は、 主体 A から客体 B への直接的な行為・作用ではなく、Bは間接的にAから受ける心的影響 である。ここでAからBへの移動がないため、「加える」の意味と相いれないと考えられる。 両語の違いを図1と2に示す。Aは主体、Bは客体、Cは動作・作用を表す。図1は両語の共 通する文法基盤で、つまり、主体が客体に何らかの動作・作用を及ぼす。図2は「与える」特 有の図式で、前述した「与える」の意味拡張の主体化に関わっている。図2の破線で示され るように、「与える」は主体から客体への直接的な動作・作用がなく、主体的に解釈される場 合がある。両語のこの根本的な違いは後述する両語がともに共起する名詞グループにつ いての相違点にも深く関与している。

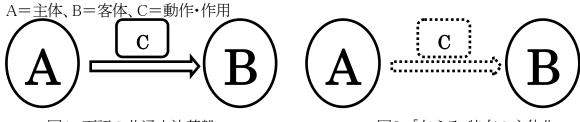


図1 両語の共通文法基盤

図2 「与える」特有の主体化

5.2 「与える」と「加える」がともに共起するグループ

5.2.1 「一撃、保護」

「一撃」は 1 回の打撃または攻撃のことを指しており、両語とも共起するが、「加える」との 共起頻度が高い。例文(37)に示されるように、「一撃を与える」と「一撃を加える」はパラフレ 一ズの関係である。「与える」の直接的な行為・作用の付与と「加える」の「力的作用の付加」 はオーバーラップしているところがある。

(37) 作戦目的は敵に強烈な一撃を{与え/加え}、戦意を失わせることにあった。

 $^{^4}$ 感動を $\{$ 与えた/加えた $\}$ の例においては、/の左側は実例の原文で、/の右側は筆者による作例である。以下同様。

(『今こそ中国人に突きつける日中戦争真実の歴史』)

また、例文(38)を見てみると、「一撃を加えた」を「一撃を与えた」に置き換えても文意が通じるが、意味の差が少し出る。「与える」と比べて、「加える」には「そのうえさらに」という意味が含まれているためである。即ち、対象のイノシシからすると、猟犬にかみつかれたうえに、さらに一撃を受けたということになる。

(38) 正午過ぎ、(イノシシが)やぶから飛び出したところを猟犬2匹がかみつき、すかさず藤野さんが鉄パイプで一撃を{加えた/与えた}。

(朝日新聞 2010年10月31日)

一方、「保護」のような恩恵表現は「与える」と共起しやすい。 先述の森田(1989)は「与える」(AがBにCを与える)について「Aは立場上Bより優位に立ち、A-B間で上下の人間関係を構成する」と指摘している。 ここで、「保護を与える」を「立場が上の人は立場が下の人を保護してあげる」として捉えることができると考えられる。一方、「保護を加える」を使える文脈は限定されている。例文(39)に示されるように、身元保証法が身元保証人に保護を加えるという言い方は不自然である。

(39) そこで、1933年に身元保証法という特別法が制定され、身元保証人に一定の保 護を{与える/*加える}ようにした。 (『法の世界へ』)

コーパスの例文を調べると、「保護を与える」側は、「社会・法制度・規制」等の権限、権力の持ち「主」を表わす名詞が多く来て、広義の立場の上にあるヒトとして捉えられる。 立場が上の人は立場が下の人に、何らかの行為をしてあげる場合、「援助を与える」「保護を与える」のような表現は通常の言い方で、いわゆるデフォルト値であるが、一方、「保護を加える」に置き換えると、+ α の意味が加わる。この+ α の意味が何かについては次の例文を比較すると分かる。

(40) 児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童に一時<u>保護を加え</u>、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

(『児童相談所援助活動の実際』)

- a. 親は子どもに保護を与えるべきである。
- b. ??親は子どもに保護を加えるべきである。

例文(40)に示されるように親と子供の関係だけで、ほかの文脈の支えがない場合では、 (40a)は自然で、(40b)は不自然である。

(41) そのときに暴落する銘柄は、古い体質を持ち、これまで政府が保護を加えてきた

産業や、公共投資の恩恵だけにすがってきたような自力更生が不可能な企業群だ。 (『資産崩壊』)

- a. 政府は弱い産業に保護を与えている。
- b. ?政府は弱い産業に保護を加えている。

同じように、政府と産業だけでは、「保護を与える」のほうが自然な言い方である。つまり、(40)、(41)の文脈は「保護を加える」の言い方を成り立たせることがわかる。(40)の文脈からは親が果たしていなかった保護の役割を児童相談所長がかわりにするという意味を捉えられる。(41)の文脈からは保護するべきではないのに、政府が過保護を加えたという意味を捉えられる。それぞれ必要に応じてと必要以上にという必要性に関わる点では二つの文が共通している。これが「保護を加える」の+αの意味であると想定できる。これは「加える」の「対象の上にさらに」という意味に基づいているのではないかと考えられる。

5.2.2 「打撃、衝撃、刺激」

「打撃、衝撃」は「激しく打つ」のような具体的な直接加圧型と、「心を激しく打つようなショックを与える」のような間接的・心的影響作用型を両方持っている。「刺激」も同じように、「生体に作用してなんらかの現象や反応を起こさせる」と「外部から働きかけて感覚や心に反応を起こさせること」との両方を持っている。前者は「針で刺す」とか「たたく」とかのような具体的な動作を伴うのを想定しやすい。後者は抽象的な心的影響だと捉えられる。例文(42)、(43)に示されるように、身体打撃を表す場合、「打撃を加える」は「打撃を与える」に置き換えられる。

- (42) 79分にはC・ロナウドに<u>打撃を{加えた/与えた}</u>エグレンが2枚目の警告で退場となり、完全に試合を支配する。 (朝日新聞 2011年12月4日)
- (43) 阿南は戦局の見通しについては木戸とだいたい同じだったが、敵が本土作戦を 敢行する場合には、敵に<u>打撃を(加えた/与えた)</u>のち戦争を終結したほうがよいと 主張した。 (『米内光政』)
- 一方、例文(44)、(45)に示されるように抽象的な意味で使われる場合、「打撃を与える」 は「打撃を加える」に置き換えられにくい。
 - (44) 鉄鋼、アルミなど素材関連の需要急減は世界の商品市況急落を招き、日本の素 材産業や海運業界に大打撃を(与えている/*加えている)。

(朝日新聞 2012年9月12日)

(45) いまや「世界の工場」と化した中国が崩れれば、日米をはじめ世界経済に大変な 打撃を{与える/*加える}ことになる。 (『いよいよインフレがやってくる!』)

「打撃を与える」と「打撃を加える」の異同をまとめると、「打撃を加える」は人間である主体が身体や集団にダメージを与えたり、物体に力を加えたりするという意味で使われることが多く、「打撃を与える」は「打撃を加える」のような力的作用のほかに、何らかの出来事が結果的に損害を及ぼしたことを意味している。コーパスで調べたところ、「打撃を与える」の主格には「企業倒産」や「需用急減」のような出来事を表わす名詞が多く、その与格に「経済」、「産業」、「農業」、「日系企業」等の語が多い。「企業倒産」や「需要急減」等の主格名詞は意志を持って「経済」や「産業」等の与格名詞に「打撃を加える」わけはなく、主格名詞はむしろその事態を引き起こす誘因で、両者は因果関係を成している。これも前述した「与える」の主体化につながっていると考えられる。つまり、因果関係を成しているにも関わらず、主格名詞が与格名詞に「打撃を与える」という動作を及ぼしたように主体的に捉えられている。

同様に「刺激」は「打撃」と似ている。例文(46)(47)のような具体的な直接の刺激行為の場合、「刺激を加える」と「刺激を与える」とは置き換えられる。

(46) アイスマッサージは、咽頭反射(飲み込みの反射)が遅れる状態に対して、反射を引き起こす部分に冷たい<u>刺激を切えて/与えて</u>、反射を促します。

(朝日新聞 2012年01月13日)

(47) 患者の頭部に軽く手をあて、ごく穏やかな圧迫<u>刺激を{加える/与える}</u>ことで、経路に生じた障害を取り除き、バランスと正常な機能の回復を促します。

(『痛みのケア百科』)

一方、例文(48)(49)のような抽象的な・間接の心的・知的刺激の場合、「刺激を与える」 は自然で、「刺激を加える」はしつくりこない。

- (48) 試合には出場できなかったが、出番を信じて練習を続ける苦労人の姿が、チームに刺激を{与えた/??加えた}。 (朝日新聞 2012年01月11日)
- (49) また、同僚のダン教授とも思索の上でおたがいによい<u>刺激を{あたえ/??加え}</u>合える関係にあった。 (『二重らせんの私』)

「刺激を与える」と「刺激を加える」の相違点をまとめると、「刺激を加える」は「圧力刺激」、「圧迫刺激」、「交流電流刺激」のような具体的刺激行為を表わすだけで、「刺激を与える」は具体的な刺激行為のほかに、「チームに」、「研究に」のような抽象的な心的・知的刺激行

為をも表すことができる。

5.2.3 「損害・危害・害」

危害は「身体・生命・物品を損なうような危険なこと」を、損害は「そこない、傷つけること、 利益を失わせることや、失うこと;また、事故などで受けた不利益、損失」を、「害」は「悪い 結果や影響を及ぼす物事」を表している。

コーパスでは、危害は「加える」との共起頻度が高く、損害は「与える」との共起頻度が高い。ここで、行為指向と結果指向の観点から、両語の違いを見る。

- (50) 危害を加えられたが、被害を受けなかった。
- (51) *損害を与えられたが、被害を受けなかった。
- (50)はぎこちなさがあるが、成り立つのに対して、(51)は成り立たない。そこから、「危害を加える」は行為に焦点を当てており、必ずしも結果を含意していないこと、「損害を与える」は結果に焦点を当てており、結果を含意していることが分かる。

さらに行為指向と結果指向を確認するために、コーパスを詳しく調査した。「危害を加える」の 73 例においては以下のことがわかる。①動作主は全部有生名詞である。②そのうち、人間を表す名詞は 70 例である。③残りの三例は、「精霊」、「妖精」、「ロボット」それぞれ一例である。④ロボットは典型的な有生名詞ではないが、人間と同じように行為者能力を備えているという点から、広義の有生名詞と見なすことができる。

また、同じ人間を表す名詞を主格に取る場合、「与える」と「加える」の意図性と意志性が 異なる。例(52)(53)に示されるように、「危害を加える」は「意図」や意向形の「よう」と結びつ く例がよく観察される。そこから、「危害を加える」の「意図性」と「意志性」を明確に捉えること ができる。これは前述した「危害を加える」の行為指向に基づいている。

- (52) 後は、犯人が子供に危害を加える意図があるかどうかだな。(『過去からの声』)
- (53) ぼくに<u>危害を加えようと</u>いうのではなく、例の千夏の手帳が目当てで来たんだよ。 (『見えない宝石』)

一方、「損害を与える」の動作主は有生物と無生物のどちらもある。例文(54)の「彼らはそうしたくてしているわけではない」から、「意図性」「意志性」がないことが伺える。例文(55)の主語に立つ「人口の増加と文明の発達」は意図的に、意志を持って自然植生に損害を与えるわけはないため、結果として「自然植生」に害を及ぼすことがわかる。つまり、「損害を与える」は結果志向であると考えられる。

- (54) リーダーの多くが、顧客、出資者、従業員に<u>損害を与えてしまっている</u>が、<u>彼らは</u> そうしたくてしているわけではない。 (『会話のマネジメント』)
- (55) 人口の増加と文明の発達は、(自然植生に)もっと深刻な<u>損害を与えてきた</u>。 (『世界蘭紀行』)

以上を踏まえて、「与える」と「加える」の置き換え可能性について考察する。例文(56)の「与えた」は「加えた」に置き換えられにくい。先行文には「血を流さず、手間をかけず」があり、それは何らの損害を及ぼす行為をせず、結果的に損害を与えたことをほのめかしているため、行為指向の「加える」より、結果指向の「与える」の方が適切である。

(56) 血を流さず、手間をかけず、敵に大<u>損害を{与えた/*加えた}</u>んだからね。 (『超・偉人伝』)

また、「害を与える」と「害を加える」を見る。まずコーパスにおいては、「害を与える」は 33 例で、動作主は「人間やカラス」のような有生物と「ヨーグルトや麻薬の取引」のような無生物が両方ある。一方、「害を加える」は 15 例で、全部「人間名詞が人間名詞に害を加える」というパターンを示している。

「害を与える」と比べて、「害を加える」のほうが加害行為に焦点を当てている。それは (57)の文脈からも伺える。文中、「害を加える旨を告知して人を脅迫した者」が、「告知し、 脅迫する旨」を表わした時点では、「害を与える」の結果より以前に、まず「害を加える」のような行動が予想される。そのため、「害を与える」より、行為指向の「害を加える」のほうが文意が自然である。

(57) 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し<u>害を(加える/*加える)</u>旨を告知して人を 脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。(『刑法講義』)

「害、損害、危害」グループ全体をまとめると、「与える」と「加える」の両語とも共起するが、 結果指向の「損害」は「与える」と共起しやすく、行為指向の「危害」は「加える」と共起しやすい。また「害」は結果指向の「損害」で捉える場合、「害を与える」で表現され、行為指向の「危害」で捉える場合、「害を加える」で表現される。「損害を与える」は有生物だけではなく、無生物をも動作主に取り、意図性より結果性に焦点を当てているという統語的・意味的な特徴を示している。 「危害を加える」は有生物主語だけを取り、意図性、意志性を備えているという統語的・意味的な特徴を示している。

6. 終わりに

本稿では、機能動詞「与える」と「加える」のヲ格名詞について考察した。 前接するヲ格名 詞の統語的・意味的特徴と両語の語彙的な意味をもとに、 両語の相違点と共通点について 以下のようにまとめられる。

「与える」:

- ①対象への直接的影響(外的運動動作型)と間接的影響(内的情態型)の付与を両方表わす。
- ②[保護・支持・援助]等のような恩恵表現と共起する場合は「してあげる」の意味を、内的情態型名詞と共起する場合は「させる」の意味を際立たせる。「与える」の意味拡張は主体化の事例で、これが「与える」と「加える」の根本的な相違点である。

「加える」:

- ①対象に力的作用の付加と知的作用の付加を表わす。
- ②「加える」の基本義と文脈により、対象に「さらに何らかの行為・作用を付け足す」の意味を捉えることもできる。

両語の共通点と共に共起する名詞について:

- ①「物体に衝撃を与える/加える」のように、直接的行為・作用の付与と力的作用の付加がオーバーラップしているところがある。
- ②外的運動動作型と内的情態型の両方とも捉えられる型の「打撃、衝撃、刺激」グループと共起する場合、「与える」は具体的な直接的加圧型動作と抽象的な結果的・心的影響の両方が捉えられるが、「加える」は力的作用としか捉えられない。
- ③「危害、損害、害」グループと共起する場合、「与える」は結果指向の「損害」と、「加える」は行為指向の「危害」と共起しやすく、「損害/害を与える」は結果に、「危害/害を加える」は行為に焦点を当てている。これは「危害を加える」の動作主が全て有生物で、意図表現と結びつきやすいことや、「損害を与える」の動作主は無生物と有生物両方あり、結果に焦点を当てているというコーパスにみられる傾向にも裏付けられている。

[参考文献]

影山太郎(1993)『文法と語形成』 ひつじ書房

影山太郎(編)(2011)『日英対照 名詞の意味と構文』大修館書店

工藤真由美(1995)『アスペクト・テンス体系とテクスト―現代日本語の時間の表現』 ひつじ 書房

国立国語研究所(編)(2004)『分類語彙表—増補改訂版—』大日本図書刊

佐藤琢三(2005)『自動詞文と他動詞文の意味論』 笠間書院

辻幸夫(2002)『認知言語学キーワード辞典』 研究社

松村明(編)(2006)『大辞林』(第三版) 三省堂

村木新次郎(1991)『日本語動詞の諸相』 ひつじ書房

森田良行(1989)『基礎日本語辞典』 角川書店

山田忠雄他(編)(2011)『新明解国語辞典』(第七版) 三省堂

Langacker, Ronald W. (1990) "Subjectification." Cognitive Linguistics 1 (1): 5–38

[例文出典]

BCCWJ オンライン検索システム: http://ninjal-lwp-bccwj.ninjal.ac.jp/朝日新聞デジタル記事検索システム:

http://sitesearch.asahi.com/.cgi/sitesearch/sitesearch.pl

本稿は日本語文法学会第 13 回大会で発表した内容をもとにして、加筆修正を加えたものである。